

学校施設開放事業における課題の解決方法（案）
開放時間及び開放施設について

前回までの検討を踏まえ、「学校施設等使用事前届出団体」のうち、①これまで学校施設を使用して活動してきた団体（既存団体）の活動の維持を図りながら、②現在は学校施設を使用できていない団体（新規団体）が学校施設を使用できるよう、「開放時間」及び「開放施設」を見直します。

なお、「開放時間」及び「開放施設」の見直し内容は、今後活用予定のシステムの要件となることから、早期に考え方を確定することとします。

(1) 開放時間・区分の見直しについて（案）（別紙参照）

現在の使用実態を踏まえ、各団体の活動維持に配慮しながら、学校教育に支障のない範囲で「開放時間・区分」を見直します。

(2) 開放施設の見直しについて（案）

現在、体育館の開放は、施設の状況に関わらず、全て「1面（全面）」として開放しています。

防球ネット等により、安全に分割使用ができる施設（体育館）についてのみ、2面として開放するよう「開放施設」を見直します。

